



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

Press Release

滋賀労働局発表
令和3年1月18日(月)

担 課 長 河 野 孝	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課長補佐 若林 直美
	高年齢者対策担当官 北川 尚子
	電話077-526-8686

令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果

～66歳以上の高年齢者の雇用の場が広がってきています。～

(滋賀県)

- I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況
- ① 65歳までの雇用確保措置のある企業は99.7%(変動なし)
 - ② 65歳定年企業は16.2%(前年比1.5ポイント増)
- II 66歳以上働ける企業の状況
- ③ 66歳以上働ける制度のある企業は34.6%(同2.9ポイント増)
 - ④ 70歳以上働ける制度のある企業は32.6%(同3.2ポイント増)
 - ⑤ 定年制廃止企業は3.4%(同0.4ポイント増)

滋賀労働局(局長 待鳥 浩二)は、このほど、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和2年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)をとりまとめましたので、公表します。

高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した県内に主たる事業所があり、常時雇用する労働者数が31人以上規模の1,462社の状況をまとめたものです。また、常時雇用する労働者31～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる普及・啓発等の取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、労働局、ハローワークによる個別指導を実施し、早期解消を図ります。

なお、集計結果の主なポイントは次のページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※[]は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置のある企業は、計1,457社、99.7% (12ページ表1)

② 65歳定年企業の状況

65歳定年企業は237社[29社増加]、16.2%[1.5ポイント増加] (15ページ表5)

- ・中小企業では233社[27社増加]、17.1%[1.4ポイント増加]
- ・大企業では4社[2社増加]、3.9%[1.9ポイント増加]

II 66歳以上働ける企業の状況

① 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は506社[59社増加]、割合は34.6%[2.9ポイント増加] (16ページ表6)

- ・中小企業では481社[56社増加]、35.4%[3.0ポイント増加]
- ・大企業では25社[3社増加]、24.5%[2.7ポイント増加]

② 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は477社[62社増加]、割合は32.6%[3.2ポイント増加] (16ページ表7)

- ・中小企業では454社[61社増加]、33.4%[3.4ポイント増加]
- ・大企業では23社[1社増加]、22.5%[0.7ポイント増加]

③ 定年制廃止企業の状況

定年制の廃止企業は50社[8社増加]、割合は3.4%[0.4ポイント増加] (13ページ表3-1)

- ・中小企業では50社[8社増加]、3.7%[0.5ポイント増加]
- ・大企業では0社[変動なし]、0.0%[変動なし]

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

< 集計対象 >

○ 県内に主たる事業所があり、常時雇用する労働者数が31人以上の企業1,462社

(報告書用紙送付事業所数 1,565事業所)

中小企業 (31~300人規模) : 1,360社

(うち31人~50人規模: 524社、51人~300人規模: 836社)

大企業 (301人以上規模) : 102社

1 高齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。（注））の実施済企業は1,457社、99.7%、51人以上規模の企業で936社、99.8%となっています。

雇用確保措置が未実施である企業は、5社、0.3%、51人以上規模企業で2社、0.2%となっています。（12ページ表1）

（注）雇用確保措置

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

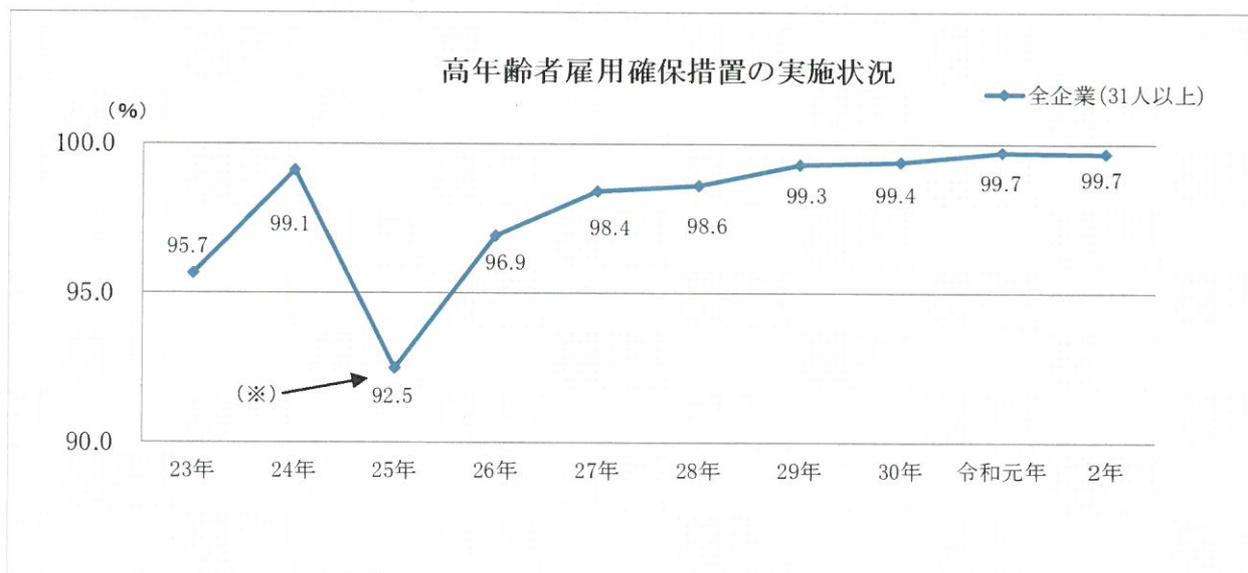
①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等※）の導入

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ（経過措置）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では102社、100.0%、中小企業では1,355社、99.6% [0.1ポイント減少] となっています。

（12ページ表1）



※ 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できません

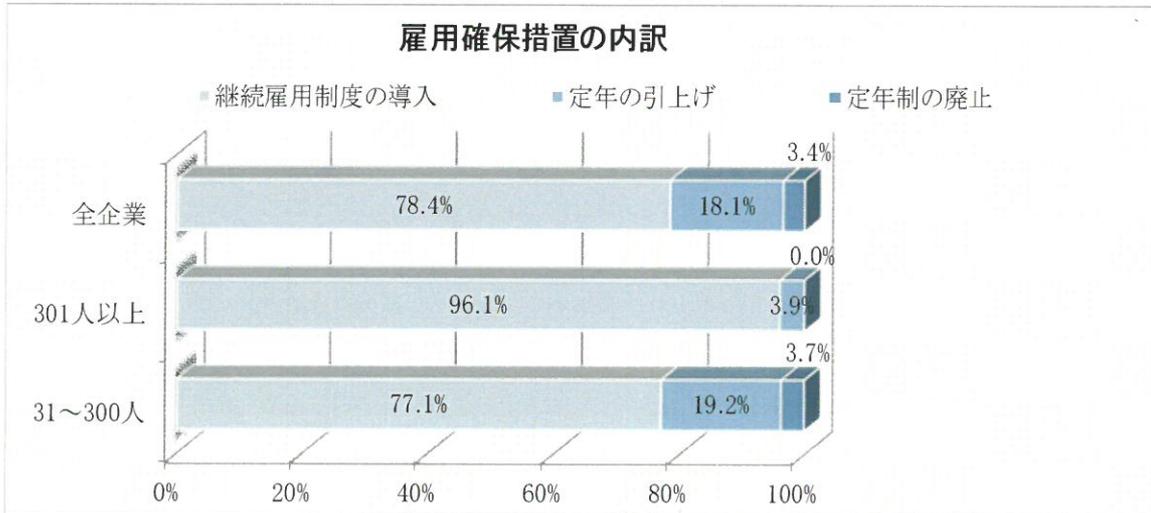
（参考）51人以上規模企業（上段）、301人以上規模企業（下段） (%)

23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
96.6	99.4	92.8	97.0	98.5	99.0	99.8	99.7	99.9	99.8
99.0	98.8	94.4	98.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

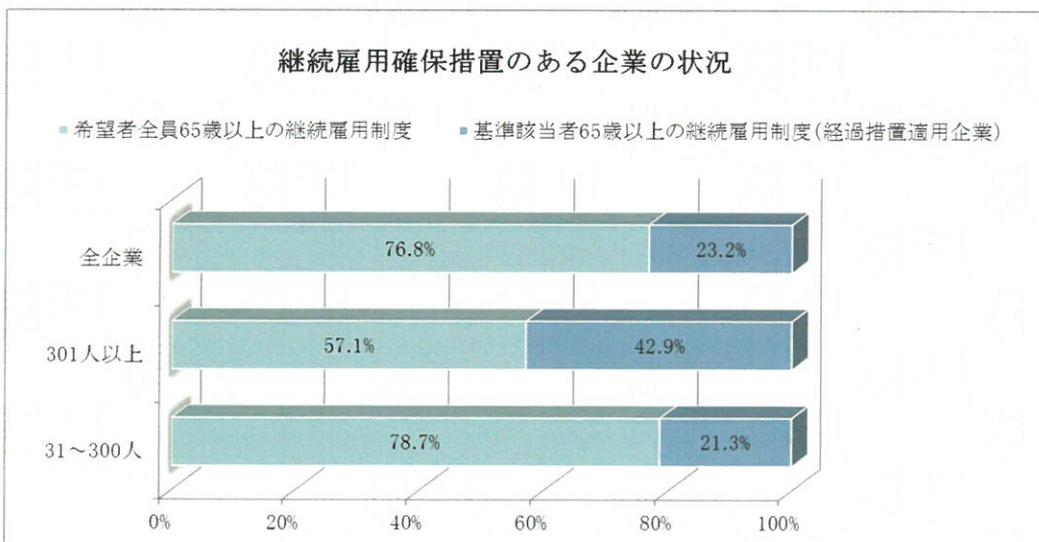
- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 50 社、3.4% [0.4 ポイント増加]
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 264 社、18.1% [1.6 ポイント増加]
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 1,143 社、78.4% [2.1 ポイント減少] となっており、定年制度 (①、②) により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度 (③) により雇用確保措置を講じる企業の比率が高くなっています。(13 ページ表 3-1)



(4) 継続雇用確保措置のある企業の状況

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 (1,143 社) のうち

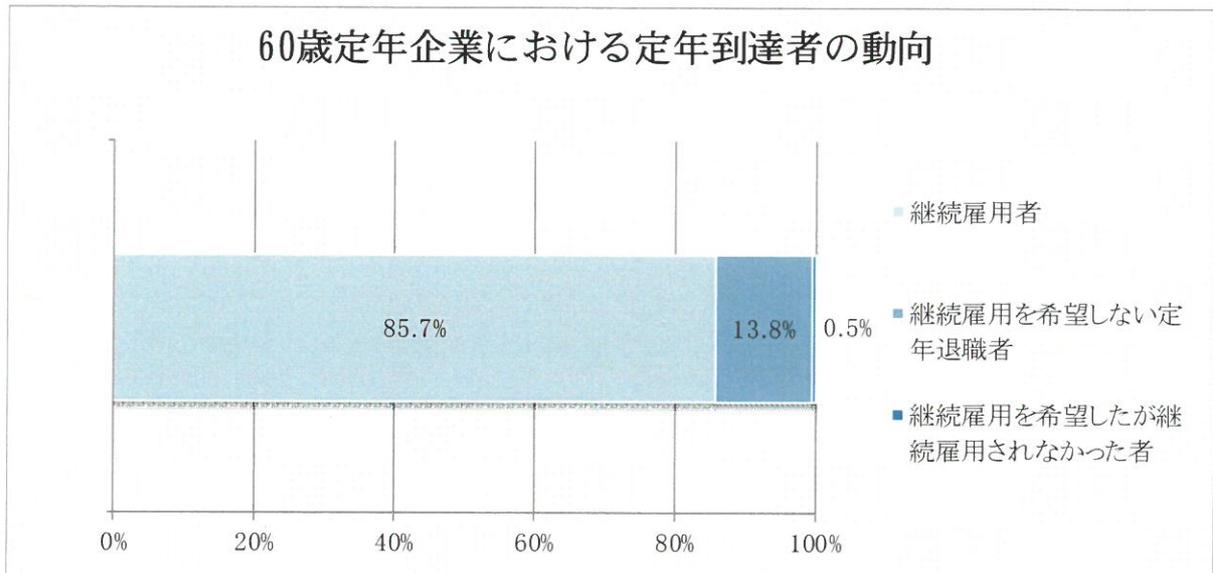
- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 878 社 76.8% [1.8 ポイント増加]
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業 (経過措置適用企業) は 265 社 23.2% [1.8 ポイント減少] となっています。(13 ページ表 3-2)



2 60歳定年到達者の動向

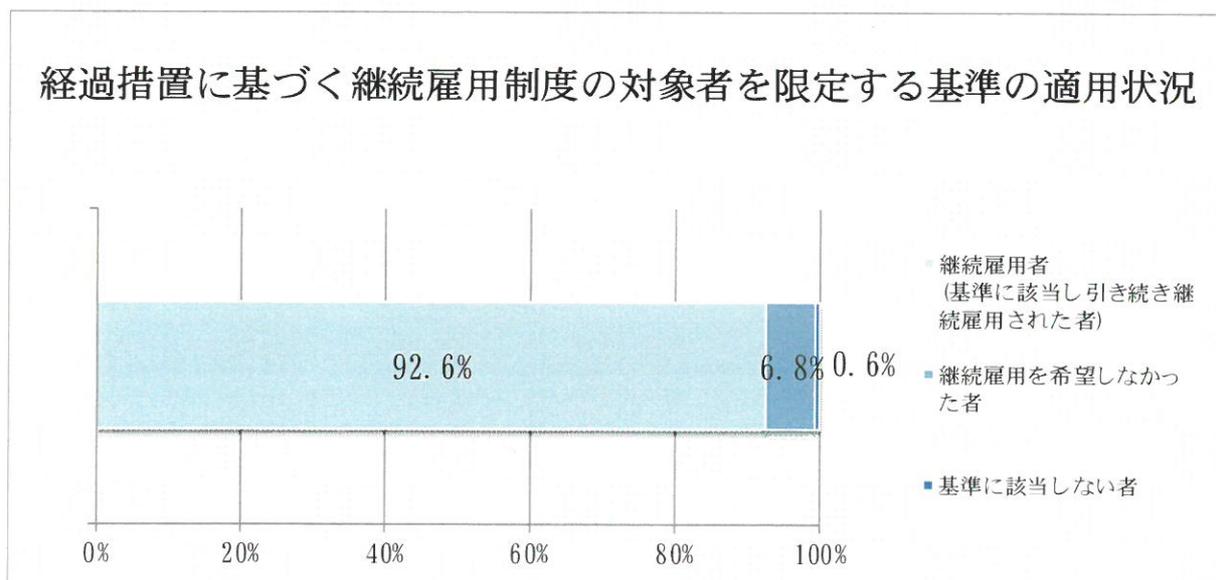
(1)60歳定年企業における定年到達者の動向

過去1年間（令和元年6月1日から令和2年5月31日）の60歳定年企業における定年到達者（2,055人）のうち、継続雇用されたものは、1,762人（85.7%）（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は72人）、継続雇用を希望しない定年退職者は283人（13.8%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は10人（0.5%）となっています。（14ページ表4-1）



(2)経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

令和元年6月1日から令和2年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢（平成31年4月1日以降は63歳）に達した者（324人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用されたものは、300人（92.6%）、継続雇用の更新を希望しなかった者は22人（6.8%）、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は、2人（0.6%）となっています。（14ページ表4-2）

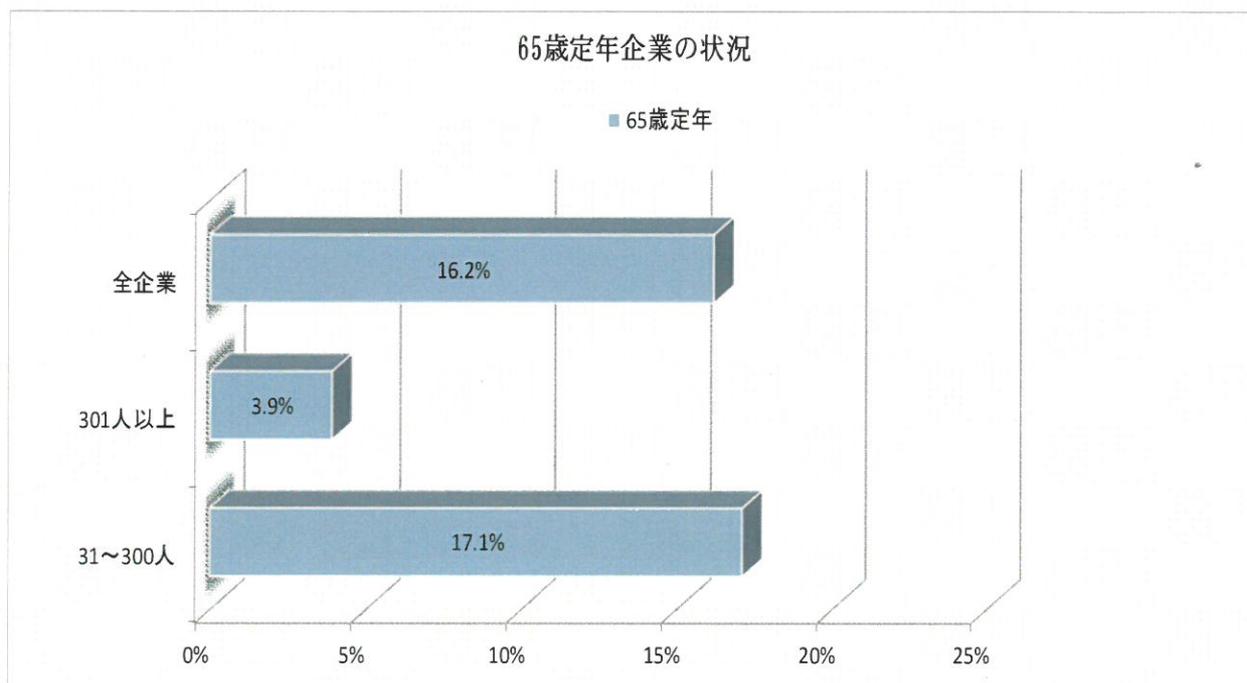


3 65歳定年企業の状況

定年を65歳とする企業は237社[29社増加]、報告した全ての企業に占める割合は16.2% (1.5ポイント増加) となっています。

企業規模別に見ると

- ① 中小企業では233社[27社増加]、17.1% [1.4ポイント増加]
- ② 大企業では4社[2社増加]、3.9% [1.9ポイント増加] となっています。(15ページ表5)



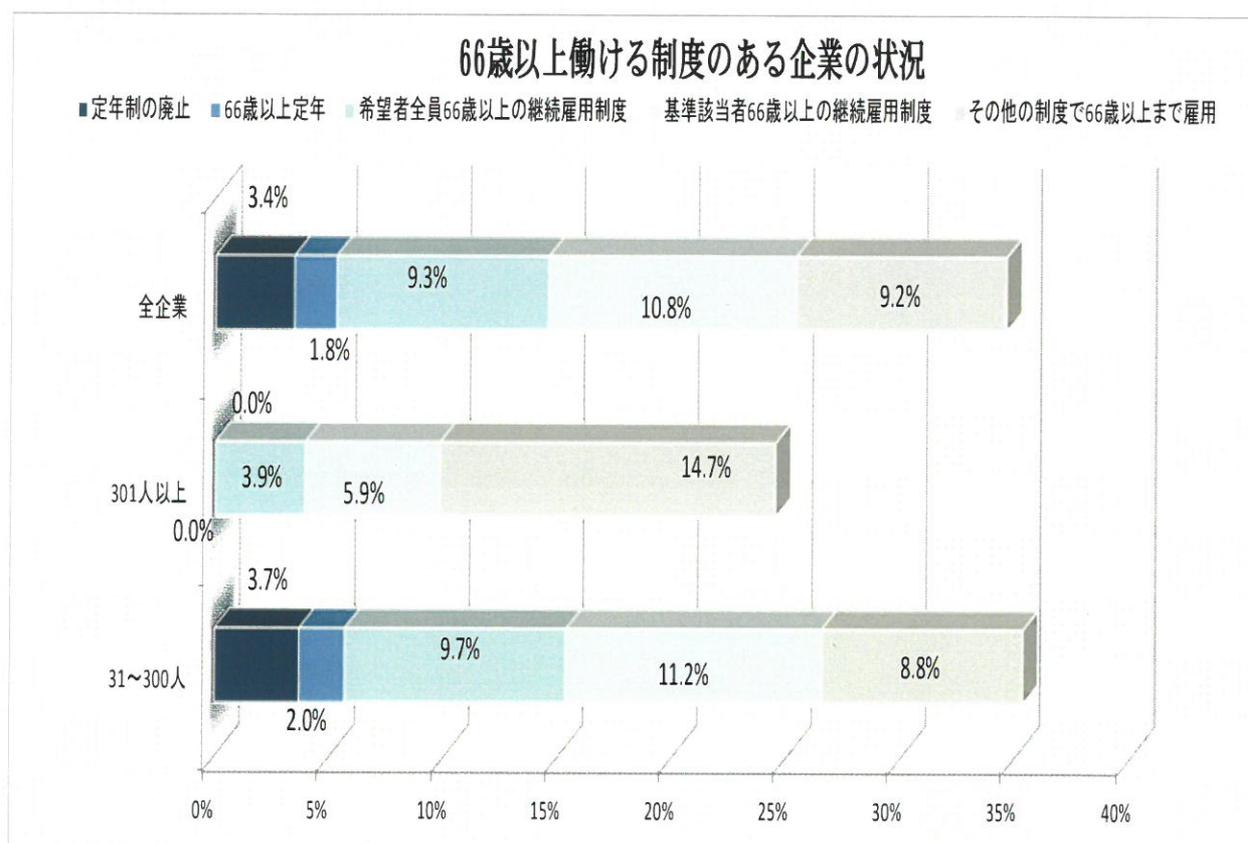
4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける企業の状況

66歳以上まで働ける企業は、506社[59社増加]、報告した全ての企業に占める割合は、34.6%[2.9ポイント増加]となっています。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では481社[56社増加]、35.4%[3.0ポイント増加]
- ② 大企業では25社[3社増加]、24.5%[2.7ポイント増加]となっています。(16ページ表6)



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上しています。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指しています。

(2) 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は、477社[62社増加]、報告した全ての企業に占める割合は32.6%[3.2ポイント増加]となっています。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では454社[61社増加]、33.4%[3.4ポイント増加]、
- ② 大企業では23社[1社増加]、22.5%[0.7ポイント増加]となっています。(16ページ表7)

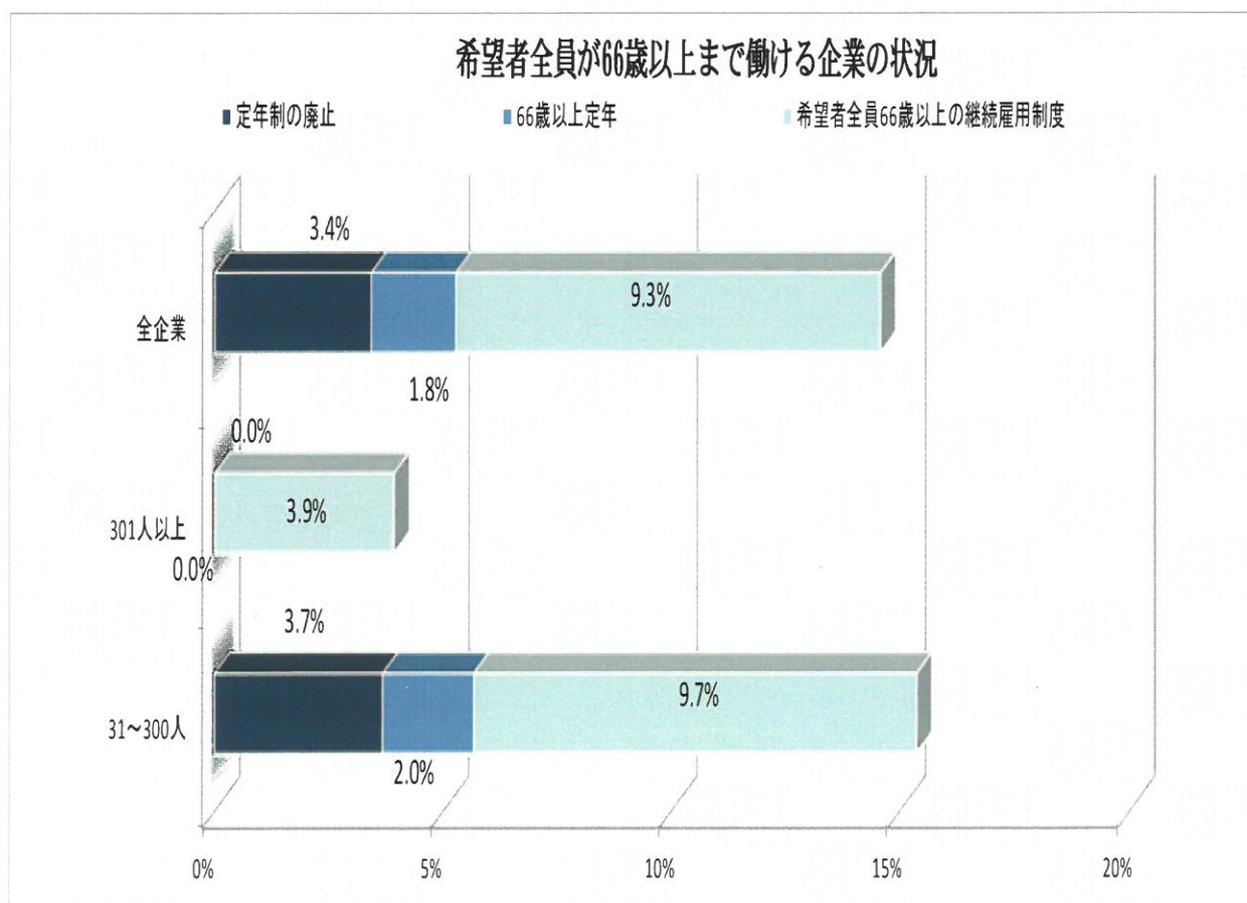
5 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

(1) 希望者全員が66歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける企業は、213社[33社増加]、報告した全ての企業に占める割合は、14.6%[1.9ポイント増加]となっています。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では209社[31社増加]、15.4%[1.8ポイント増加]
- ② 大企業では4社[2社増加]、3.9%[1.9ポイント増加]となっています。(16ページ表6)



(2) 定年制廃止および66歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は、50社[8社増加]、報告した全ての企業に占める割合は3.4%[0.4ポイント増加]となっています。

企業別にみると、

ア 中小企業では50社[8社増加]、3.7%[0.5ポイント増加]

イ 大企業では0社[変動なし]0.0%[変動なし]

となっています。

② 定年を66～69歳とする企業は、11社[1社減少]、報告した全ての企業に占める割合は0.8%[変動なし]となっています。

企業別にみると、

ア 中小企業では11社[1社減少]、0.8%[0.1ポイント減少]

イ 大企業では0社0社[変動なし]0.0%[変動なし]

となっています。

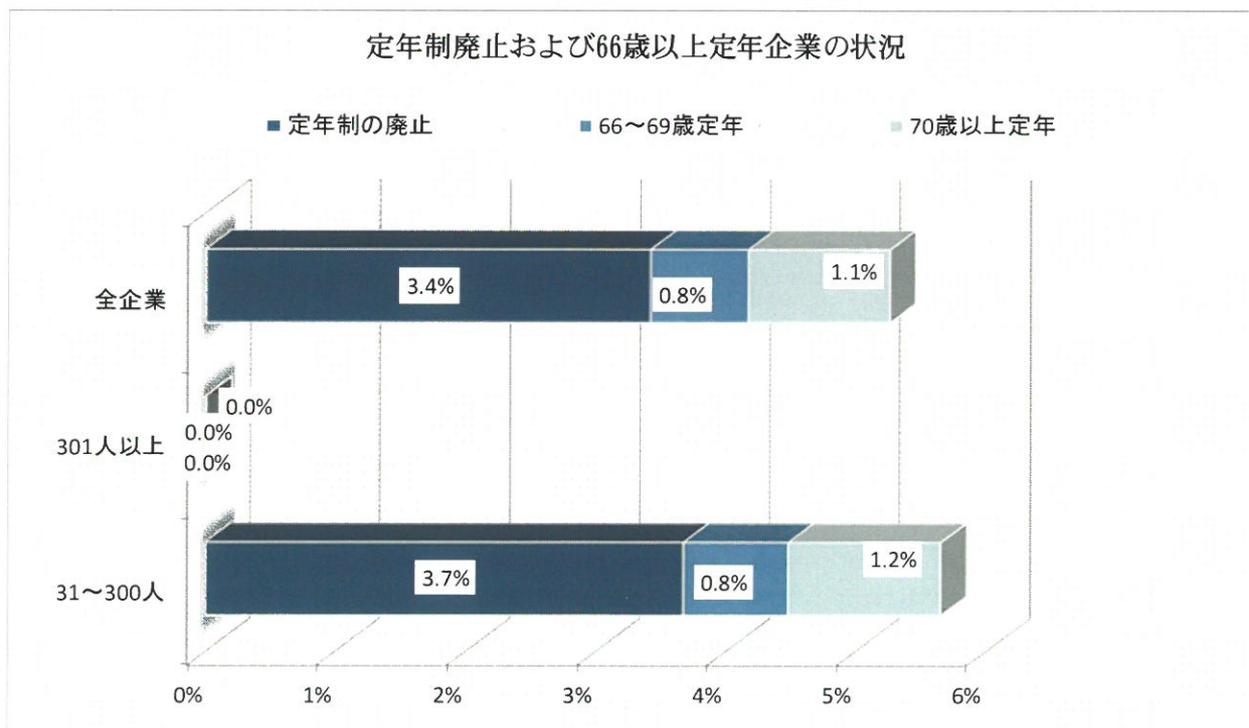
③ 定年を70歳以上とする企業は、16社[3社増加]、報告した全ての企業に占める割合は1.1%[0.2ポイント増加]となっています。

企業別にみると、

ア 中小企業では16社[3社増加]、1.2%[0.2ポイント増加]

イ 大企業では0社[変動なし]0.0%[変動なし]

となっています。(15ページ表5)



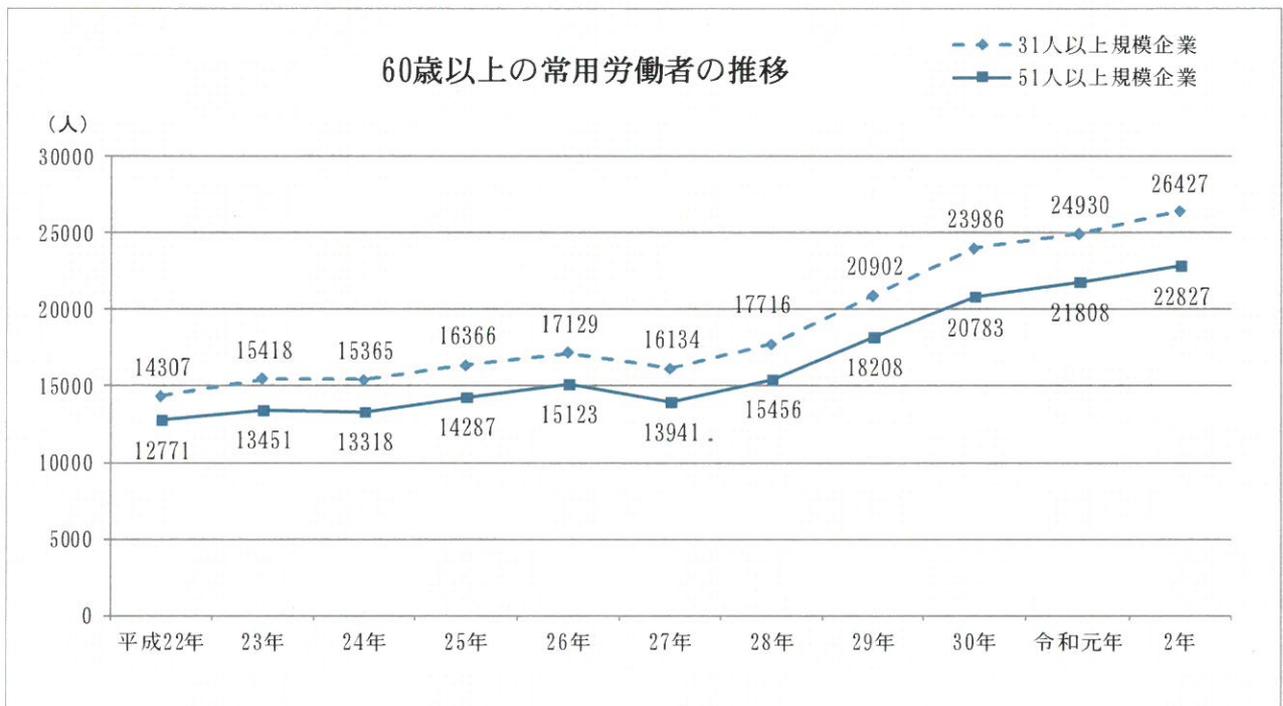
6 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数186,310人のうち、60歳以上の常用労働者数は26,427人で14.2%を占めています。年齢階級別に見ると、60～64歳が14,400人、65～69歳が7,857人、70歳以上が4,170人となっています。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は22,827人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると17,774人増加しています。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は26,427人であり、平成21年と比較すると、14,022人増加しています。



7 今後の取組

滋賀労働局では、この集計結果を踏まえ、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を企業に遵守いただくため、次の取組を進めてまいります。

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)5社に対して、滋賀労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、令和3年4月1日より施行される70歳までの就業機会の確保に向けた環境整備、また、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及啓発等に取り組めます。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
31～300人	1,355	(1,307)	5	(04)	1,360	(1,311)
	99.6%	(99.7%)	0.4%	(0.3%)	100.0%	(100.0%)
31～50人	521	(478)	3	(03)	524	(481)
	99.4%	(99.4%)	0.6%	(0.6%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	834	(829)	2	(01)	836	(830)
	99.8%	(99.9%)	0.2%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	102	(101)	0	(0)	102	(101)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,457	(1,408)	5	(04)	1,462	(1,412)
	99.7%	(99.7%)	0.3%	(0.3%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	936	(930)	2	(01)	938	(931)
	99.8%	(99.9%)	0.2%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「51～300人」「300人以上」「51人以上総計」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合					
	31～50人	99.4%	(99.4%)	0.6%	(0.6%)			
51～100人	99.6%	(100.0%)	0.4%	(0.0%)				
101～300人	100.0%	(99.7%)	0.0%	(0.3%)				
301～500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
501～1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
合計	99.7%	(99.7%)	0.3%	(0.2%)				
産業別	31人以上		51人以上		31人以上		51人以上	
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	-	-	0.0%	(0.0%)	-	-
建設業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
製造業	99.6%	(99.4%)	100.0%	(99.7%)	0.4%	(0.6%)	0.0%	(0.3%)
電気・ガス・熱供給・水道業	-	(100.0%)	-	(100.0%)	-	(0.0%)	-	(0.0%)
情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
運輸、郵便業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
卸売業、小売業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
不動産業、物品賃貸業	94.7%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	5.3%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
生活関連サービス業、娯楽業	96.2%	(100.0%)	92.3%	(100.0%)	3.8%	(0.0%)	7.7%	(0.0%)
教育、学習支援業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
医療、福祉	100.0%	(99.6%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.4%)	0.0%	(0.0%)
複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
合計	99.7%	(99.7%)	99.8%	(99.9%)	0.3%	(0.3%)	0.2%	(0.1%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

		(社、%)							
		①定年制の廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		合計(①+②+③)	
31~300人		50	(42)	260	(231)	1,045	(1,034)	1,355	(1,307)
		3.7%	(3.2%)	19.2%	(17.7%)	77.1%	(79.1%)	100.0%	(100.0%)
31~50人		31	(22)	98	(83)	392	(373)	521	(478)
		6.0%	(4.6%)	18.8%	(17.4%)	75.2%	(78.0%)	100.0%	(100.0%)
51~300人		19	(20)	162	(148)	653	(661)	834	(829)
		2.3%	(2.4%)	19.4%	(17.9%)	78.3%	(79.7%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		0	(00)	4	(02)	98	(99)	102	(101)
		0.0%	(0.0%)	3.9%	(2.0%)	96.1%	(98.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計		50	(42)	264	(233)	1,143	(1,133)	1,457	(1,408)
		3.4%	(3.0%)	18.1%	(16.5%)	78.4%	(80.5%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計		19	(20)	166	(150)	751	(760)	936	(930)
		2.0%	(2.2%)	17.7%	(16.1%)	80.2%	(81.7%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

		(社、%)					
		①希望者全員65歳以上の継続雇用制度		②基準該当者65歳以上の継続雇用制度(経過措置適用企業)		合計(①+②)	
31~300人		822	(794)	223	(240)	1,045	(1,034)
		78.7%	(76.8%)	21.3%	(23.2%)	100.0%	(100.0%)
31~50人		321	(307)	71	(66)	392	(373)
		81.9%	(82.3%)	18.1%	(17.7%)	100.0%	(100.0%)
51~300人		501	(487)	152	(174)	653	(661)
		76.7%	(73.7%)	23.3%	(26.3%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		56	(56)	42	(43)	98	(99)
		57.1%	(56.6%)	42.9%	(43.4%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計		878	(850)	265	(283)	1,143	(1,133)
		76.8%	(75.0%)	23.2%	(25.0%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計		557	(543)	194	(217)	751	(760)
		74.2%	(71.4%)	25.8%	(28.6%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

		(社、%)																	
		自社以外の継続雇用先がある企業								合計(①~⑦)									
①	自社のみ	②	③	④	⑤	⑥	⑦	小計(②~⑦)											
		自社、親会社・子会社	自社、関連会社等	自社、親会社・子会社、関連会社等	親会社・子会社	親会社・子会社、関連会社等	関連会社等												
31~300人		1,013	(998)	19	(22)	3	(05)	6	(03)	2	(03)	0	(1)	2	(02)	32	(36)	1,045	(1,034)
		96.9%	(96.5%)	1.8%	(2.1%)	0.3%	(0.3%)	0.6%	(0.3%)	0.2%	(0.3%)	0.0%	(0.1%)	0.2%	(0.2%)	3.1%	(3.5%)	100.0%	(100.0%)
31~50人		386	(364)	6	(07)	0	(01)	0	(00)	0	(01)	0	(0)	0	(00)	6	(09)	392	(373)
		98.5%	(97.6%)	1.5%	(1.9%)	0.0%	(0.3%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.3%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	1.5%	(2.4%)	100.0%	(100.0%)
51~300人		627	(634)	13	(15)	3	(04)	6	(03)	2	(02)	0	(1)	2	(02)	26	(27)	653	(661)
		96.0%	(95.9%)	2.0%	(2.3%)	0.5%	(0.6%)	0.9%	(0.5%)	0.3%	(0.3%)	0.0%	(0.2%)	0.3%	(0.3%)	4.0%	(4.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上		86	(87)	8	(08)	1	(00)	2	(03)	1	(01)	0	(0)	0	(00)	12	(12)	98	(99)
		87.8%	(87.9%)	8.2%	(8.1%)	1.0%	(0.0%)	2.0%	(3.0%)	1.0%	(1.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	12.2%	(12.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上総計		1,099	(1,085)	27	(30)	4	(05)	8	(06)	3	(04)	0	(1)	2	(02)	44	(49)	1,143	(1,133)
		96.2%	(95.6%)	2.4%	(2.6%)	0.3%	(0.4%)	0.7%	(0.5%)	0.3%	(0.4%)	0.0%	(0.1%)	0.2%	(0.2%)	3.8%	(4.2%)	100.0%	(100.0%)
51人以上総計		713	(721)	21	(23)	4	(04)	8	(06)	3	(03)	0	(1)	2	(02)	38	(39)	751	(760)
		94.9%	(94.9%)	2.8%	(3.0%)	0.5%	(0.5%)	1.1%	(0.6%)	0.4%	(0.4%)	0.0%	(0.1%)	0.3%	(0.3%)	5.1%	(5.1%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※「合計」は表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等 での継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続 雇用されなかった者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
			継続雇用者数	継続雇用者数 割合	継続雇用者数	継続雇用者数 割合	継続雇用者数	継続雇用者数 割合	継続雇用者数	継続雇用者数 割合	
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	650	2,055	1,762	85.7% (86.9%)	72	3.5% (4.5%)	283	13.8% (12.8%)	10	0.5% (0.3%)	254
うち女性	330	736	632	85.9% (85.0%)	11	1.5% (2.5%)	97	13.2% (14.7%)	7	1.0% (0.3%)	60

※ 過去1年間(令和元年6月1日から令和2年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

表4-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)	継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続 雇用された者)		継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望し ない者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
			継続雇用者数 割合	継続雇用者数 割合	継続雇用終了者数 割合	継続雇用終了者数 割合	継続雇用終了者数 割合	継続雇用終了者数 割合
経過措置適用企業で基準適 用年齢到達者(63歳)がいる 企業	101	324	300	92.6% (90.8%)	22	6.8% (7.9%)	2	0.6% (1.2%)
うち女性	42	89	80	89.9% (85.7%)	8	9.0% (11.6%)	1	1.1% (2.7%)

※ 令和元年6月1日から令和2年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳、63歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計している。

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

表5 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66～69歳	70歳以上		
31～300人	50 (42)	233 (206)	11 (12)	16 (13)	310 (273)	1,360 (1,311)
	3.7% (3.2%)	17.1% (15.7%)	0.8% (0.9%)	1.2% (1.0%)	22.8% (20.8%)	100.0% (100.0%)
31～50人	31 (22)	87 (74)	4 (06)	7 (03)	129 (105)	524 (481)
	5.9% (4.6%)	16.6% (15.4%)	0.8% (1.2%)	1.3% (0.6%)	24.6% (21.8%)	100.0% (100.0%)
51～300人	19 (20)	146 (132)	7 (06)	9 (10)	181 (168)	836 (830)
	2.3% (2.4%)	17.5% (15.9%)	0.8% (0.7%)	1.1% (1.2%)	21.7% (20.2%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	4 (02)	0 (00)	0 (00)	4 (02)	102 (101)
	0.0% (0.0%)	3.9% (2.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	3.9% (2.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	50 (42)	237 (208)	11 (12)	16 (13)	314 (275)	1,462 (1,412)
	3.4% (3.0%)	16.2% (14.7%)	0.8% (0.8%)	1.1% (0.9%)	21.5% (19.5%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	19 (20)	150 (134)	7 (06)	9 (10)	185 (170)	938 (931)
	2.0% (2.1%)	16.0% (14.4%)	0.7% (0.6%)	1.0% (1.1%)	19.7% (18.3%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ ②「65歳以上定年」は表3-1の「②定年の引き上げ」に対応している。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上	④ 基準該当者 66歳以上	⑤ その他の制度で 66歳以上 まで雇用	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
31～300人	50 (42)	27 (25)	132 (111)	152 (139)	120 (108)	209 (178)	361 (317)	481 (425)	1,360 (1,311)
	3.7% (3.2%)	2.0% (1.9%)	9.7% (8.5%)	11.2% (10.6%)	8.8% (8.2%)	15.4% (13.6%)	26.5% (24.2%)	35.4% (32.4%)	100.0% (100.0%)
31～50人	31 (22)	11 (09)	47 (37)	51 (39)	35 (32)	89 (68)	140 (107)	175 (139)	524 (481)
	5.9% (4.6%)	2.1% (1.9%)	9.0% (7.7%)	9.7% (8.1%)	6.7% (6.7%)	17.0% (14.1%)	26.7% (22.2%)	33.4% (28.9%)	100.0% (100.0%)
51～300人	19 (20)	16 (16)	85 (74)	101 (100)	85 (76)	120 (110)	221 (210)	306 (286)	836 (830)
	2.3% (2.4%)	1.9% (1.9%)	10.2% (8.9%)	12.1% (12.0%)	10.2% (9.2%)	14.4% (13.3%)	26.4% (25.3%)	36.6% (34.5%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	0 (0)	4 (02)	6 (05)	15 (15)	4 (02)	10 (07)	25 (22)	102 (101)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	3.9% (2.0%)	5.9% (5.0%)	14.7% (14.9%)	3.9% (2.0%)	9.8% (6.9%)	24.5% (21.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	50 (42)	27 (25)	136 (113)	158 (144)	135 (123)	213 (180)	371 (324)	506 (447)	1,462 (1,412)
	3.4% (3.0%)	1.8% (1.8%)	9.3% (8.0%)	10.8% (10.2%)	9.2% (8.7%)	14.6% (12.7%)	25.4% (22.9%)	34.6% (31.7%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	19 (20)	16 (16)	89 (76)	107 (105)	100 (91)	124 (112)	231 (217)	331 (308)	938 (931)
	2.0% (2.1%)	1.7% (1.7%)	9.5% (8.2%)	11.4% (11.3%)	10.7% (9.8%)	13.2% (12.0%)	24.6% (23.3%)	35.3% (33.1%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員70歳 以上	④ 基準該当者70歳 以上	⑤ その他の制度で 70歳以上まで雇 用	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した全ての企業
31～300人	50 (42)	16 (13)	128 (104)	142 (129)	118 (105)	194 (159)	336 (288)	454 (393)	1,360 (1,311)
	3.7% (3.2%)	1.2% (1.0%)	9.4% (7.9%)	10.4% (9.8%)	8.7% (8.0%)	14.3% (12.1%)	24.7% (22.0%)	33.4% (30.0%)	100.0% (100.0%)
31～50人	31 (22)	7 (03)	44 (32)	48 (36)	35 (31)	82 (57)	130 (93)	165 (124)	524 (481)
	5.9% (4.6%)	1.3% (0.6%)	8.4% (6.7%)	9.2% (7.5%)	6.7% (6.4%)	15.6% (11.9%)	24.8% (19.3%)	25.8% (25.8%)	100.0% (100.0%)
51～300人	19 (20)	9 (10)	84 (72)	94 (93)	83 (74)	112 (102)	206 (195)	289 (269)	836 (830)
	2.3% (2.4%)	1.1% (1.2%)	10.0% (8.7%)	11.2% (11.2%)	9.9% (8.9%)	13.4% (12.3%)	24.6% (23.5%)	34.6% (32.4%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (00)	0 (0)	3 (02)	6 (05)	14 (15)	3 (02)	9 (07)	23 (22)	102 (101)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	2.9% (2.0%)	5.9% (5.0%)	13.7% (14.9%)	2.9% (2.0%)	8.8% (6.9%)	22.5% (21.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	50 (42)	16 (13)	131 (106)	148 (134)	132 (120)	197 (161)	345 (295)	477 (415)	1,462 (1,412)
	3.4% (3.0%)	1.1% (0.9%)	9.0% (7.5%)	10.1% (9.5%)	9.0% (8.5%)	13.5% (11.4%)	23.8% (20.9%)	32.6% (29.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	19 (20)	9 (10)	87 (74)	100 (98)	97 (89)	115 (104)	215 (202)	312 (291)	938 (931)
	2.0% (2.1%)	1.0% (1.1%)	9.3% (7.9%)	10.7% (10.5%)	10.3% (9.6%)	12.3% (11.2%)	22.9% (21.7%)	33.3% (31.3%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他の制度で70歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

(参考)希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止		② 65歳以上定年		③ 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度		合計 (①+②+③)		報告した全ての企業	
31～300人	50	(42)	260	(231)	822	(794)	1,132	(1,067)	1,360	(1,311)
	3.7%	(3.2%)	19.1%	(17.6%)	60.4%	(60.6%)	83.2%	(81.4%)	100.0%	(100.0%)
31～50人	31	(22)	98	(83)	321	(307)	450	(412)	524	(481)
	5.9%	(4.6%)	18.7%	(17.3%)	61.3%	(63.8%)	85.9%	(85.7%)	100.0%	(100.0%)
51～300人	19	(20)	162	(148)	501	(487)	682	(655)	836	(830)
	2.3%	(2.4%)	19.4%	(17.8%)	59.9%	(58.7%)	81.6%	(78.9%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	0	(00)	4	(02)	56	(56)	60	(58)	102	(101)
	0.0%	(0.0%)	3.9%	(2.0%)	54.9%	(55.4%)	58.8%	(57.4%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	50	(42)	264	(233)	878	(850)	1,192	(1,125)	1,462	(1,412)
	3.4%	(3.0%)	18.1%	(16.5%)	60.1%	(60.2%)	81.5%	(79.7%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	19	(20)	166	(150)	557	(543)	742	(713)	938	(931)
	2.0%	(2.1%)	17.7%	(16.1%)	59.4%	(58.3%)	79.1%	(76.6%)	100.0%	(100.0%)

※ ()内は、令和元年6月1日現在の数値。

※ 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

※ 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。